

第7回教育振興審議会会議録

事務局 委員の皆様，本日はお忙しい中，第7回宮城県教育振興審議会にご出席いただき，ありがとうございます。

初めに，会議の成立についてご報告申し上げます。

本日は，村山十五委員，庄司恒一委員，奥山恵美子委員，佐々木功悦委員，高橋定光委員の5名の委員から，あらかじめ欠席する旨のご連絡をいただいております。また，本日，佐藤雅子委員から，急な事情により欠席する旨のご連絡がありました。したがって，本日の出席者は14名であり，過半数の委員にご出席をいただいておりますので，教育振興審議会条例第4条第2項の規定により，本日の会議は成立しております。次に，お手元の会議資料の確認とマイクの使用方法につきましてご説明いたします。会議資料は，次第と出席者名簿，座席表のほか，資料1から資料4までをご用意しております。不足等ございませんでしょうか。

続きまして，マイクの使用方法でございます。前回までと同様でございますが，ご発言の際は，委員の皆様の前面のマイク装置右下にございますスイッチをオンにいただき，マイクのオレンジ色のランプが点灯してからご発言をお願いいたします。また，ご発言が終わりましたら，恐縮ですが，必ずスイッチをオフにいただきますようお願いいたします。

それでは，ただいまから第7回宮城県教育振興審議会を開会いたします。開会に当たりまして，宮城県教育委員会教育長小林伸一からごあいさつを申し上げます。

教育長 おはようございます。

開会に当たりまして，一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には，大変ご多忙のところご出席をいただきまして，厚く御礼を申し上げます。

昨年の7月に第1回の協議会を開催して以来，本日まで7回になりまして，今後の本県教育のあり方等について，多角的な見地からご審議をいただいております。本県教育の目指すべき姿や，講ずべき施策の方向性がかなり明確になってきたように思っております。

前回の審議会では，教育基本振興計画の中間案の内容につきまして，多くの具体的なお意見をお寄せいただきました。それらを踏まえて推敲，整理の上，10月22日からパブリックコメントを実施いたしますとともに，市町村教育委員会に対しましても意見照会を行ってきたところであります。本日は，こうした手続きの中で寄せられたご意見の内容についてご報告申し上げますとともに，この内容や答申案の修正内容についてご審議いただくことになってございます。

本日は，答申に向けての最後の審議の機会と考えております。今後10年間を視野に入れた本県教育の方向性をより確かなものとするために，各委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので，一つよろしくお願いを申し上げます。

大変簡単ですが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

事務局 本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿及び座席表のとおりでございます。それでは、これより先は四ツ柳会長に議事進行をお願いいたします。

四ツ柳会長 おはようございます。
それでは、最後の審議会になりましたが、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

では、早速ですが、議事を進めたいと存じます。

議事のうち、1番「パブリックコメント等の実施結果及びその反映について」、2番目は「(仮称)教育振興基本計画答申案について」となっておりますが、関連しておりますので一括して、事務局から説明をお願いいたします。

教育企画室長 それでは、まず、資料1の「『(仮称)宮城県教育振興基本計画(答申中間案)』に対するパブリックコメント等の実施結果について」に基づきまして説明させていただきます。

答申中間案についてのパブリックコメントにつきましては、10月22日から11月21日までの1カ月間、実施したところでございます。また、パブリックコメントに合わせまして、義務教育などの実施に当たりましては、市町村教育委員会の理解とご協力が不可欠であるということも踏まえまして、市町村教育委員会には文書で照会をしたところでございます。

その結果につきましては、この資料の(4)に示してございますけれども、12名の方からパブリックコメントのご意見をいただきました。また、件数につきましては、意見をどういう形で分けけるかによるのでございますが、総数で144件という形のご意見をいただいております。また、144件のうち、「中間案に対するもの」「その他」という形で分けてございますけれども、この「その他」は、中間案への意見そのものというよりも、実施に当たりましての要望など、分けける整理上、設けたものでございます。また、市町村教育委員会のご意見につきましては、下のほうに書いてございますが、4市町村から31のご意見をいただいております。

なお、この数字につきましては、事前に送らせていただいた資料と若干数字が違ってございます。申し訳ございませんが、修正してありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、いただきました意見に対する当審議会の考え方の案や修正案につきましてご説明させていただきたいと思っております。

資料2及び資料3に基づきまして説明させていただきます。まず、資料2でございますが、これにつきましては、いただきました意見につきまして、答申中間案の柱立てに沿って意見を整理し、その対応案と修正の有無について記載したものでございます。それで、左側はパブリックコメント、右側は市町村等からの意見によるものでございます。修正した内容につきましては、資料3に修正後と修正前という形で、お示しをさせていただきます。

では、資料2をご覧いただきたいと思っております。

左側に柱立ての欄を作っていますが、計画全体についての意見のところからご説明させていただきたいと思います。全体の意見の最初のところにつきましてですが、予算的な問題、あるいは必要な人員等についてご意見をいただいております。これにつきましては、予算の確保、人員の確保ということについては重要な問題と考えておりますけれども、予算・人員の確保については年度単位で、県の教育委員会が担当部署に要求していくという形になってございますことと、教員の定数については、国の制度による部分が大きいということがございまして、計画の施策の中身ではなくて、第5章の「計画の推進」のところを追加していきたいという形で考えてございます。

資料3の6ページをお開きいただきたいと思います。左側に番号を振ってございますが、番号の24番と25番のところでございます。ここにつきまして、人材の確保や教育環境の整備に必要な予算の確保に努めるという観点と、あとは25番目につきましては、国のほうに制度の働きかけを、財政上の措置や教員定数等の改善についても要請したいという形で、第5章にこの部分については書き分けていきたいという形で整理しようということでございます。

次に、資料の2にお戻りいただきまして、次の意見でございます。本計画につきましては、県立高校の改革から推進等についても一つの項目にしているところがございますけれども、その高等学校の将来構想、あるいは入試改善等について、先行して行っているのではないのかというご意見をいただいたところでございます。これにつきましては、お互いに整合をとりつつ進んでいるところでございますが、県立高校の改革の推進のところ、入試制度については記載していなかったということがございましたので、ここについては入試制度のところを追加記載していきたいという形で考えてございます。

これにつきましても、資料3の4ページをお開きください。11番(5)の「県立高校の改革の推進」の一番下の下線部分でございますが、「より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度への改善を進めます」という形で、入試制度をここで追加していきたいという形の修正を行うこととしていきたいと思っております。

次に、件数が多いものですから、主に修正した部分について説明させていただきたいと思いますが、右のほうの「市町村教育委員会等の意見」というところで、修正をしないということにしてございますが、全体の構成についてご意見をいただいております。「生涯学習という観点からすれば、その項立てが不自然ではないのか」というご意見をいただいております。生涯学習については幼児から高齢者までを包括する教育の考え方でございますが、そういう柱立てではなくて、学校教育に偏っているのではないのかというご意見が書いてございます。

全体の作り方でございますけれども、生涯学習の理念というのは、当然あるわけですが、もう少しその具体的な施策のところまで踏み込んでいきたいという考え方で整理するものですので、このような作りになっているということでございます。また、子どもから自立した社会人までの育成というのが、県の教育委員会の大きな役割と考えてございますので、そういう面で学校教育のウエートが高くなっているということがございまして、生涯学習を前面に持ってくる形の修正は、しないという形で整理させていただいております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。ここにつきましては、「国際化の進展」につきまして、「日本語の理解が十分ではない児童生徒への対応」についてのご意見をいただいております。これにつきましては、帰国子女等の増加が今後も見込ま

れるということがございまして、基本方向1の「伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進」のところに、施策について追加して記載していきたいという形で整理してございます。

資料3の3ページをお開きいただきたいと思います。ここの一番下の9番目の下線部のところでございます。帰国子女等への対応という施策を追加していきたいという形で整理しているところでございます。

次の修正箇所でございますが、「労働環境の変化」について書いているところでございます。そこの中身といたしまして、離職の一つの原因といたしまして、若者の目的意識の希薄さという観点を書いてございます。ご意見といたしまして、その若者の目的意識の希薄さだけではなくて、労働環境の変化が大きいのではないのかというご意見をいただきました。

これにつきましては、資料3の1ページの一番上になりますが、ここの一番上のところに労働環境の変化も書いているんですけども、一番下の、あえてその離職の関係のところにつきましても、「労働環境の悪化」という文言を入れて修正したいと考えてございます。下の段でございますが、「これらの要因として、労働環境の悪化とともに」というように修正を加えたいということでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、都市化や核家族化に伴いまして、「親世代の価値観の変化」が生じてきているという表現をしてございますが、『親世代の価値観の変化』とは何を指すのか」というようなご意見をいただきました。これについては、「親世代の価値観の変化」の内容を示すように修正をいたしてございます。

資料3の1ページの2番目をお開きいただきたいと思います。(6)ですが、「価値観の変化」ではなく、「共働き世帯の増加、都市化の影響等により、育児不安、しつけへの自信喪失等家庭の教育力の低下」という具体的な内容に修正をしているところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。大学進学率について、本県の課題の一つとして記載しているところでございますけれども、その要因について分析すべきではないのかというご意見をいただいております。これにつきましては、これから知識が重要となる世の中で、高等教育を受けた人材の必要性が高まっているということがありますので、課題については変えないつもりでございます。そこは文言を追加しまして、大学進学率だけではなくて、現役の大学進学率の達成率というものも追加して記載しているところでございます。これにつきましては、資料3の3番目のとおり修正しているところでございます。

次に、いじめ・不登校の課題のところにつきまして、安全に子どもたちが遊べる場の確保が必要ではないかというご意見をいただいております。この答申案につきましては、安全・安心な子どもの居場所の確保につきまして、明確に記載していないということがございまして、これについては修正していきたいという考えでございます。

修正箇所につきましては、資料3の4ページ12番の基本方向5のところに、「放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保」という点を追加したのと、6ページの23番目になりますが、「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」のところに、「放課後や週末等に、住民の協力を得ながら、子どもたちが学習活動、遊び、交流活動等を行うことのできる、安全安心な子どもの居場所づくりを推進します」という形で、

「遊び場の確保」という観点の内容を追加しているところでございます。

次に、同じく「いじめ」のところにつきましてでございます。ここについても、若干の文言修正をしておりますけれども、修正の中身につきましては、統計の表現で、「発生率」という表現をとってございますが、それが平成18年度から「1,000人当たりの認知件数」という表現に代わっているものですから、そのところについて文言を修正しているところでございます。

次に、同じく「いじめ」のところでございます。また、「子どもの虐待問題についても触れてほしい」というご意見をいただいております。2ページの6番目でございます。中段になりますけれども、「児童虐待の件数も増加しています。」という課題を追加記載しているところでございます。

次に、5ページをお開き願います。少人数学級についてのご意見をいただいております。これにつきましては、いわゆる教員の確保と密接に絡むものでございますので、第5章の「計画の推進」のところに対応したいと考えているところでございます。ですから、先ほど説明した第5章のところを読んでいきたいという形で修正しているところでございます。

次に、6ページでございます。これは、学校運営についてでございます。学校運営につきましては、学校評価という観点からだけ記載しておりましたけれども、それだけではないのではないかとのご意見をいただきました。これについては、学校の評価とともに、地域に根ざした学校づくりという観点を加えていきたいということでございまして、これは資料3の2ページの5番目でございます。この下線部のところに、「保護者や地域住民の要望や期待にきめ細かく対応していく」という観点から学校づくりをやっていくという方向で、追加して記載しているところでございます。

次に、地域の教育環境について、「安心・安全な子どもの居場所づくり」に関するご意見をいただきました。これにつきましても、先ほどご説明いたしましたように、基本方向5並びに重点的取組8のところ修正を加えたところでございます。

次に、下から2段目でございますけれども、スクールソーシャルワーカーや児童相談所、発達支援センターなどの関係機関職員の充実という観点を求められてございます。これについても、その人員の確保ということでございますので、先ほど説明いたしましたように、第5章のところに対応をしていきたいということで整理したところでございます。

次に、7ページでございます。「市町村教育委員会等からの意見」というところで、右側のほうに修正という形にしてございます。これについては、事務局の文言のミス等もございまして、ほとんど文章の修正の指摘をいただいております。これについては、そのとおりに修正しておりますけれども、資料3には記載しておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

次に、8ページでございます。中段でございます。これにつきましては、学校教育について、「自らの適性・能力にふさわしい役割や責任……」という表現で記載しているところでございますけれども、その役割等が能力等によって決まってしまうのではないかとこの誤解を与えるということも考えられるものですから、表現を修正してございます。修正の内容につきましては、資料3の3ページの8を見ていただきたいと思います。上の部分でございますけれども、「学校教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な

資質を養うことを目指すものといえます」という形で書いてございますが、これについては教育基本法の表現を用いる形で修正しているところでございます。

次に、9ページでございます。上段の修正部分でございますが、これについても、少人数学級あるいはその人員の確保ということでございますので、第5章のほうで整理していきたいと考えてございます。中段の部分でございますけれども、じっくり授業ができて、子どもと接せられるような条件の整備ということでございますので、これについても第5章のところで整理していきたいと考えてございます。

次に、10ページでございます。こども、一番最初の修正については、同じく第5章で対応していきたいと思っております。

次に、「重点的取組3」につきまして、「たくましい心」という表現をとっているところでございますけれども、「たくましい心」の表現が不明確ではないかというご意見をいただいたところでございます。これについては、表現を変えていきたいということで修正しているところでございます。修正の内容につきましては、資料3の4ページをお開きいただきたいと思っております。13番目をお開きいただきたいと思っております。修正内容はここに書いておりでございますけれども、「変化の目まぐるしい社会においては、困難に立ち向かい、それを克服しようとするたくましい心」ということで、「たくましい心」の説明をここに加えているところでございます。

次に、一番下でございますが、教育相談の項目でございます。ここにスクールカウンセラーについて書いておりますが、スクールカウンセラーだけではなくて、スクールソーシャルワーカーも重要ではないかというご意見をいただいたところでございます。これについては、スクールカウンセラーと併せまして、スクールソーシャルワーカーも追加で記載しているところでございます。これについては、資料3の16番目のところに追加して記載しているところでございます。

次に、最後のページでございますが、「重点的取組4」でございます。これにつきましては、「健康な体力づくりと体力・運動能力の向上」という項目でございますが、ここに外遊びの必要性についてご意見をいただいてございます。これにつきましては、資料3の5ページの17番でございますが、「学校での体育活動」とあわせまして「日常生活における外遊びを通して」という形で、外遊びについても追加で記載しているところでございます。

以上、膨大なご意見をいただいたうち、修正部分だけを説明させていただきました。

12ページにつきましては、先ほどの資料1のところ、「その他」という形で整理させてもらったものでございますけれども、審議会に対する要望等、あるいは施策の実施に当たっての意見とか要望とかという意見として整理させていただいたものでございます。その一件一件の説明は、省略させていただきたいと思っております。

以上が、資料2の説明でございます。

続きまして、資料3について説明させていただきたいと思っております。

資料3につきましては、今までパブリックコメント等の意見の反映という形で説明してきたところでございますけれども、そのパブリックコメントだけではなくて、今回の教育振興基本計画につきましては、議会にも提案をして審議いただくという計画でございます。議会に提案するに当たりまして、その文言等も確認する必要がございますが、文言等の修正を今、受けているところでございますが、その中で若干修正する意見をいただいた部分があるのと、事務局でもう一度若干見直した形で資料3に盛り込んだ点

もございますので、それについてもあわせてご説明させていただきたいと思っております。

資料3の2ページの7番目でございます。これについては、「目指す姿」ということを記載しているところでございますけれども、子どもたちが「目指す姿」をどういった形で獲得していくかということも書くべきではないかというようなご意見がございまして、これについては、下のほうの下線の欄でございますが、中身を追加して記載しているところでございます。

続きまして、4ページでございます。ここの10番でございます。今の中間答申案につきましては、「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」の中で、中段になりますけれども、「子ども同士や教員との『会話』や『触れ合い』を重視することにより」と書いてございますけれども、もう少しここをわかりやすく書いたほうがいいのではないかというご意見をいただいておりますが、そこをより詳しく書いているところでございます。

次に、5ページでございます。ここの14番目でございます。「人との関わりを重視した学習の充実」でございますが、ここでも同じでございますが、「子ども同士及び教員等との『会話』や『触れ合い』」というのを記載してございますけれども、これについても、その内容をよりわかりやすくなるように記載しているところでございます。

次に、15番目でございます。これにつきましては、その表題といたしまして「多様な活動を通じた育成の推進」ということにしてございましたが、よりここを具体的に中身を補足して書いたほうがいいのではないかということで、「文化活動、読書活動を通じた豊かな心の育成」というように表題を修正しているところでございます。

次に、18番目でございます。これにつきましても、「体育、保健体育、健康教育の充実」ということで書いてございますけれども、これについても、表題も施策に沿った形で書いたほうがいいのではないかということで、「運動好きで健康な子どもを育てる学校教育の推進」という表題を書いているところでございます。

次に、19番目でございます。これにつきましては、施策の表題としまして、「『個別の指導計画』、『個別の教育支援計画』」という表現を用いておりますけれども、中身の文章に「個別の指導計画」あるいは「個別の教育支援計画」というのが出てこないということでございまして、中身のところにこの文言を入れ込んで説明するという形の修正をしているところでございます。

次に、20番目でございますが、ここに地域との連携という観点から、「企業、NPO法人等の民間団体等との連携」ということを加えているのと、あとは、その下の「啓発活動」というところも、障害のある子どもたちのところに加えているところでございます。

次に、6ページでございますが、ここの21と22でございます。「開かれた学校づくりの推進」でございますが、まず、「学校づくりの推進」といたしましては、学校の目標をきちんと立てて、それを保護者、地域住民に伝えていくということも大事ではないかということがございまして、21では、下線の部分でございますけれども、「教育目標、学校経営基本方針等を定め、保護者、地域住民に積極的に発信する」ということを加えているところでございます。

それにあわせて、22ですが、施策の項目を1点追加して、中身の順番を変えて記載しているところでございます。

以上が、少し膨大な中身になりますが、パブリックコメント、あるいは市町村の意見

を反映して修正したところと、一部事務局のほうで修正したところをあわせて説明させていただきます。済みませんが、膨大な意見でございますので、説明しない部分もございましたけれども、併せましてご意見をいただきたいと思います。

以上でございます。

四ツ柳会長

ありがとうございました。

通常の答申案に対するパブリックコメントに比べて、今回の答申案には大変多数のご意見をいただきました。これは、教育という、次の世代を現世代の責任において育てていかなければならないということに対し、特にまた、今までのあり方とは世の中が相当に変わってきている中でのこの答申の作業に対して社会が、この県の県民の方々が深い関心を持っていらっしゃる様子が反映されていると思います。

多様なご意見が出て、多様な対応を説明いただいたわけですが、今日は最終の審議会でございますので、どうぞ、どこからでも結構でございます。よりよい答申案をつくるために、「あと一つ、このところを工夫してはどうか」というご提言をいただければ幸いです。どなたからでも結構でございますから、ご発言をいただきたいと思います。

川島副会長

まず、非常によく答申案ができてきて、いい答申になるだろうなというふうに思いました。事務局の方々、教育委員会の方々、ご苦労さまでございました。

3点、私からコメントがございます。二つは答申案に関することです。

まず1点目は、資料2の2ページ目で、パブリックコメントにより修正したところです。「労働環境の悪化によるもので」ということに対して修正をされています。それで、これの対応をしているところが、資料3のNo.1なんですけれども、労働環境の悪化とは何かということが、要は雇用形態が変化して、多様化していることを「悪化」と表現されているんですけれども、内閣府の男女共同参画会議の中で、これは逆に望ましい変化だというふうにとらえられています。すなわち、さまざまな働き方ができる社会であって、その労働者個人個人が、例えばパートで働きたい。でも、それでも働けないというのはいかなるものか。だから、逆に働きたい時間に働けるようにするというのが「仕事と生活の調和に関する専門委員会」でもずっとディスカッションがされてきて、これが国の答申のほうにも上がっております。ですから、これが本当に悪化なのかということの評価をここで、この文言からすぐつけることがいいのかどうかというのは、多少私としては疑問がありまして、やはり「変化」でいいんじゃないかなと考えます。その「悪化」という価値観をここに盛り込むというのはどうなんだろうという疑問を持ちました。これが一つ目です。

それから二つ目は、資料2の3ページ目の上から三つ目です。修正しない、「学校数を減らし、一学級当たりの子どもの人数を多くして、教員数を減らし、地域から学校をなくしていく方向でいいのか」というコメントが書かれていて、これに対応するものが、資料の4の答申案の3ページ目の一番下ですよね。「分権型社会の進展と厳しい財政状況」ということで、ここが実は答申の中で、流れで矛盾しているところで、ご指摘のとおりだなと私は思います。

すなわち、答申の中では、少人数学級にできるようにしていきたいという希望を述べている。要は、より費用はかかる方向であっても、その努力をしたいということを述べているにもかかわらず、この中で、経済的に厳しいから、市町村合併もあるから、効率

的にしていこうという真逆のことを言っているということを指摘されています。これは論理的に整合性がとれていません。小さな修正をすれば、答申案の(7)の一番下から2行目の「効率的に」という文言を削ればいいのかというふうに思いました。「効果的に教育行政を進め」はいいんですが、「効率的」という言葉は、もうシュリンクさせるというイメージを、小さくするというイメージを持っていて、その後ろのほうで、少人数学級をつくっていきたい、それで教員をもっともっと増やしたいということとは矛盾しますので、この「効率的」という言葉を削除することを提案したいと思います。

それから3点目は、答申とは直接関係ありませんが、パブリックコメントを見て、そうだなと思ったことで、かつ、ここの答申の中で触れられないのはわかっているんですけども、パブリックコメントの1ページ目の上から六つ目です。この前回の教育ビジョンの総括がないということは、これは県民からするとやはり大いなる不満であるでしょうから、これは別な機会を設けてでも総括をした上で、できればその総括をこの答申の枕に付けることができるのが理想形だろうと思います。ですから、私はこのコメントには極めて同意しますので、この審議会ですべきこと、答申としてやるべきことではないんでしょうけれども、ぜひ総括というのはやっていただければというふうに思います。以上でございます。

四ツ柳会長 ありがとうございます。

今の、最後のコメントについて、県のほうでは何か、いずれこんなことをする予定だというお考えはございますか。

教育企画室長 そこは、うちのほうも考えていかなければならないのかなという思いはあります。検討していきたいと思います。

四ツ柳会長 この前回の「みやぎ新教育ビジョン」は、何年度に出たものですか。

教育企画室長 平成9年です。

四ツ柳会長 平成9年。それでは、ちょうど10年ぐらい経つんですね。そうすると、県としてはどういう組織がこれを行うのか、我々が、ここでこれを行うのか、行わないのか。何かお考えがありましたらお願いします。

教育企画室長 「みやぎ新時代教育ビジョン」につきましては、ビジョンでございまして、約四半世紀を見通したものでございます。それとあわせまして、10年間ぐらいのことも考えた基幹的なプロジェクトというものを作ってございますけれども、これの進行管理は、教育企画室で毎年やってきてございますので、これについても当室のほうで整理していく形になるのかなと思います。

四ツ柳会長 そうすると、これについても、10年たったらどこかでまたビジョンづくりをやるという段階で見直しをやるということですか。

教育企画室長：これにつきましては、このビジョンの見直しの時期に当たっているということと、今回、国の法律改正によって教育振興基本計画を策定していくということでございますので、そのビジョンをこの計画の中に包含していくという形で、この計画は今のところ策定を進めているところでございます。

四ツ柳会長：はい、どうぞ。

川島副会長：やはり総括されるということを意識してされたほうがいいと思うんです。そうしないと、逆にこの答申自体の価値も下がると思うんです。要は、出しっ放しで、理想の話をしていただけというふうにだれも思うでしょうから、ぜひ、今まで年度ごとにまとめられてきたのであれば、その10年目の総括というものを紙1枚でも結構ですからつくられて、これを答申の後ろにつけるぐらいの工夫をされたらよろしいのではないかというふうに思います。

四ツ柳会長：ほかの委員の方々から何かご意見ございましたら、どうぞ。今の件に関しまして、ビジョンをどうするか。そうすると、その総括について「こういうふうにとめる」と、起草をしなければならないですね。全体的にこの中に包含されていることだとは思いますが、直接的に前回のビジョンに対して何も出ていないという点は確かにあると思います。

ですから、10年たって、県と県の教育を取り巻く環境が大幅に変わりましたし、それからもう世の中の物の考え方も大幅に変わりましたので、前のビジョンを、今の時点で見たらどう映るのかということ、見方が、この中に盛り込まれていることではあるとは思いますが、取り出して整理したほうが県民にとってはわかりがいいという可能性はありますね。

それでは、今日は最終の審議ですが、ほかにもたくさん進めなければいけないことがありますから、これは会議の後まで、ちょっと皆さんで考えながら議論していただくことにして、もう一度ここへ戻るとして、ほかの件につきまして、どうぞご意見をいただきたいと思います。

それからもう一つ、今、川島先生からいただいたコメントで、少人数化の問題との対応で、経済的な問題、それから効率の問題が触れられた答申資料4の3ページの一番下の段の中の「効果的かつ効率的に教育行政を進め」というところで、この「効果的に教育行政を進め」だけにしたほうが、矮小化する印象がないのではないかというご意見について、ほかの委員の方々からも、もしご意見ありましたらお願いしたいと思います。

この審議会で議論をした中で、この教員不足問題はいつも大きな話題であり、関心であったんですね。それを何とかしなければいけないときに、基本理念として地域全体で総力を挙げて教育をやるんだということで、いわゆる協働教育とか、それから学校とか教員だけに依存しない教育を展開するんだということが、この宮城県としての伝統的な、ある特色であるかと思います。それをここで短い言葉で書いてあるので、「学校教員のみならず」と書いたのは、ここの「効率的」は、いわゆる教員の数の効率の問題ではないというふうに私は読んでいたのですが、要するに学校だけに頼ると、どうしても「教員の数を増やせ。」、そうすると「それは予算が」という隘路にぶち当たってしま

います。ですから、学校以外の経費で動く組織体、ここではNPOを挙げておりますけれどもこういうものが、もしくは教員のOBの方々が、ボランティアで動けばなんですけれどもね、そこに参画してくれば数問題は解決される。ですから、それも「効果的に」のうちなんです、「効果」と「効率」を両方書かかという、そこだけです。いかがでしょうか。

川島副会長

あと、その前の段落で「最小の費用で」というのもあるんですね。これも、それと「効率的」というのは相まって、かなり強い印象があるんですよ。本当に今は実際、「最小の費用で」なんですけれども、そこをあえてスキップするという手もあるんですね。「限られた財源を有効に活用し、最大の効果を発揮できる体制づくりを求められています」と。やはり、「効果的に教育行政を進める云々」というと非常に通りがよくて、このパブリックコメントにあったような、わざわざ統合して効率を求めるばかり、悪い環境をつくるのかという見方はされなくなるかなというふうに思います。

四ツ柳会長

いかがでしょうか。これを作っているこちらの立場からしての流れは、別にここに「効率的」がなくてもほとんど意味は変わらない状況だと思います。あえてその「効率的」がマイナスイメージを持ち込むような事態であれば、「効果的」で十分に用が足りているという見方もあると思います。

ほかの委員の先生方も、どうぞご意見をいただきたいと思います。

声がありませんので、これも少し後まで宿題に残しておきましょう。ここは大きな問題ではないかと思えます。

それから、一番最初のポイントは、いわゆる労働のあり方の価値観の問題です。その表現の工夫だと思えますが、多様な働き方ができること自体は全く問題ない。むしろ望ましい。今までできなかった働き方ができるようになることは、労働という側から見れば、まさに望ましいことなんです、そのときにそれが教育に対してどういう効果を持つかという議論をここは書いたのではないかなと私は理解してきたわけです。ですから、労働の可能性の選択をする視点からの、この多様性の評価となっている。

それから、もう一つは、かつてある経済学者が書いたように、「経済が社会を破壊する」ということ。これは、余りにも利益を得たい、特に家庭でお母さんが外へ出て働きたいということが増えたということのある一面が子どもに対する時間を割きにくくさせている。したがって、経済活動が進むと次世代の育成を破壊するという、そういう問題が起こってくる。そういう労働という問題と教育という問題とのフリクションが起こる接点が、ここに図らずも出てきているんだと私は理解していたんです。ですから、これが教育の面から見たらどうだという立場で、経済の発展が教育の次世代を破壊する、社会を破壊するという一面もまた確かにあると考えます。

川島副会長

私がこだわっているのは、「悪化」という言葉なんです。これは、まさに今の時代ですと、働き口がないということで、働きたいのに働けない人が増えているので、悪化という価値観で見ているんですが、ちょっと前のときには、実は子育てが忙しくて、仕事に出たいけれども仕事ができない。それは、自分が働きたい時間に働けないからだということが一番大きな社会問題になっていたんですね。ですから、そういう意味では、今にうがって「悪化」という言葉を使うのは、僕は間違っていると思っていて、これは

あくまでも変化なんですね。その価値観というのは、ちょっとした社会情勢で全部変わる話で、労働環境が多様化しているということは事実ですけれども、それに対する価値観を今ここで「悪化」という言葉で入れるというのは、やはりどう考えてもいかなものかというふうに私は思いますね。

四ツ柳会長

わかりました。どうぞ、ほかの方々、何かご意見いただきたいと思います。

教育企画室長

その関係で、資料3の1のところに「労働環境の悪化」という形で書いてございますけれども、その1番目のほうに、どちらかというところを一番上に書いている形になってございます。それで、ここは「労働環境の悪化」というよりも、言葉的には、うちのほうで書いているものですが、どちらかというところと雇用関係の問題のほうが大きいという観点で書いている、考えているところがございまして、ここは若干そのような趣旨で変えていきたいと思っております。

あと、もう1点でございますが、先ほどの効率と最小のコストの関係でございます。それで、「最小のコスト」というのは、確かにちょっと言い過ぎたなというのは若干あります。ただ、その「効果的」「効率的」という点につきましては、それはあくまでもやはり行政に求められているところでございます。上の「最小のコスト」は省いてもいいかと思うんですけれども、ここはあくまでも行政、教育行政が求められる一つの視点としては「効果的」、あるいは「効率的」という観点があるものですから、ここはある意味では今の課題という形でそこをとらえているところでございます。

川島副会長

そのご意見もすごくわかるんですが、一方で少人数教育をやりたいって言うんですね。これは、行政から見た効率的というところからは大きく乖離する話です。非効率なんです。1人の教員が20人の生徒しか教えられないわけですから、これは人的資源からしたら、お金を出す側から考えたら非効率という話です。1人の教員が40人の生徒を教えることができれば、コストは下がり、効率的なわけですね。ですから、非常に言葉の使い方というか、概念としても大きくここはバッティングしているところなんです。行政に求められているものとして、小さくしなければいけないという全体論はわかる。でも、教育の中では少人数教育のような形で、実はすそ野を広げないといけないんだということをこの答申の中では大きく提言をしようとしている。それで、そこを両方をとるというのは、やっぱり矛盾しているのではないのでしょうか。効果的ということは非常にいいんですね。全部に当たる効果的な教育をする、これは当たり前の話です。ただ、本当に「効率的」というところを、その経済的な効率という観点でとらえられるニュアンスが残ったまま言葉を残すというのは、物すごく答申全体として矛盾します。

四ツ柳会長

ちょっと視点がずれているかなと思うのは、県が持っている予算の効率という問題と、それからその予算の外にある組織を活用するときの効率という問題。ですから、このNPOその他、これは県予算の外の活用ですね。それから、教員OBとかその他の人たちのボランティア活動も取り込んだ効率というのは、県の予算効率とは独立の効率の問題という視点で私は見ていたんですけれども。

川島副会長：ただ、そういうふうには文言を取り切れていないというパブリックコメントがあったのは事実なんです。それで、確かにそう見ていくと、良心的に思えばそうなんですけれども、素直に読むとやはり効率的にやるということは、そのパイを小さくするということが以外の何物でもないんです。

四ツ柳会長：この頭が、「学校、教員のみならず」で始まるんですが、これは第2ポツの段落の文脈とは違う話をここへ持ち込むという、いわゆる県全体の総力を挙げての協力体制という視点の文言なんです。説明が足りないかもしれません。ですから、はっきりそこは、もう上の話とは別な次元での予算を使う効果的、効率的な教育という見方をしたほうが、コンセプトのバッティングが起こらない、読むほうも誤解を起こさない、そこでちょっと工夫したほうがいいかと思います。

川島副会長：もう一ついいですか。済みません。ただ、本当に概念的なところとして、「効率的な教育」を求めることは正しいんですか。「効果的な教育」は大いに求めてもらいたと思います。でも、「効率的な教育」というその概念というのは、本当の意味で正しいのかどうか。そこが物すごく大きなところだと思います。非効率でもいいから効果的であってほしいというのが、教育を思う人間の考えではないのでしょうか。どんなことであっても効率的と、その資源を有効に使うということに注意をする限り、どうしても、何でしょうね、小さく小さくなっていく中で我慢しなければいけないというニュアンスが伝わってきてしまう気がします。そういう意味で私は、「教育を効率的に」ということ自体に反対したいというのが私の立場です。（「では、いいですか、すみません」の声あり）

四ツ柳会長：ほか先生方の意見も聞きしたいんですが、いかがでしょうか。
問題をもう一度整理いたしますと、いわゆる学校教育を遂行する上での行政の立場で、予算制限のある中で効果的な教育を展開する流れというのは一本あるんですね。それから同時に、それでは明らかに予算的に足りないから、地域全体で次世代を育てようじゃないかと。その場合には、その予算の効率の問題は県行政の予算から外れたところで動くんですが、ただそれに対しても、行政はある指針を持って推進しなければいけない。その教育行政の効率の問題であると、ここの文章を私は読んでいたんですけれどもね。「効率的に教育をする」のではなくて、「効率的に教育行政を進める」という、その行政の効率のところへかかっている「効率」ではないでしょうか。

教育企画室長：ここの段落の分け方からしますと、四ツ柳会長の言われたとおりのスタンスで段落の書き上げ方をしております。下のほうについては、教員、学校教員が見られるということで、今の厳しい自治体の中で、そうではなくて社会全体で、外部の資源を活用しながらやっていきたいという指針でもって、これは3段になっている中身は書いています。ですから、そういう意味で、そこの中に「効率的」という形が入っていることについて、その誤解があるのであれば、少しこの書き方については、修正するように考えていきたいと思っています。

あとは、その「効率的」という考え方なんですけれども、行政の立場からいいますと、例えばあるものを100するに当たって、100を、それをやめるわけではないんですけれども、そこに100をするに当たりまして、やっぱりコストをなるべくかけな

いでやるという観点が、今、行政で求められる部分があるものですから、そこを全部縮小ということだけではなくて、そうではない意味も持っていると思いますが、文言的には修正を考えていきたいと思います。

川島副会長 この24、25のところ、要は100を120にしたいということを行っているわけですね。姿勢の、資料3の24、25で、計画の推進に向けて、国に働きかけに関して、要は100で効率的にやるのは限界があるので、120にしたいということ、その答申の中でうたっているということもお忘れなく書き直してもらえればというふうに思います。そことの矛盾なものですから。

四ツ柳会長 それでは大体、方向と議論の意図が明確になりましたから、ここは若干修文することで作業を進めさせていただきたいと思います。
それでは、ほかに。ほかの委員の方々から、どこでも結構でございます。はい、どうぞ。

石垣委員 今の議論の少し蒸し返しになるかもしれませんが、「計画の推進」ということで、ほかのところは非常に具体的にあるんですけども、国への働きかけのし方が、県としての方向性が余り示されていないというところがあって、例えば少人数で効果的な学習をやりたいということであれば、そのことをもう宮城県が積極的に働きかけるというような、何かそういう姿勢というんですかね、そういうものがないだろうかということが一つあります。確かに、国へ要望するということが書かれているんですけども、県としてどうなるんだろうかというこのところが、多少予算のことがあっても、こちらから強くそのことを申し出るということがあってもいいんじゃないかということが一つあります。

それからもう一つは、資料3の3ページですけども、「国際理解を育む教育の推進」ということで、やはりこの文言ですと、国際理解をするためにはこの言語教育が必要だということに、どうしてもこの文言だとダイレクトにつながってしまうというふうに思っているんですね。例えば、昨今非常に関心の高い環境問題というのは、必ずしもその言葉の問題だけではなくて、共通の課題をどう解決していくかというところが非常に大切な、国際的な理解、あるいは協調の推進になってくると思いますので、そのところをどういう手だてをしていくのかということこれから考えていくというような、そういう姿勢であったほうがいいのかなど。それで、言葉もその一つであるというような書き方が必要なのではないかなという感じが一つしております。

それから、同じ資料3の3ページの上です。7です。8の一つ上の段落のところですけども、「子どもたちを育む地域社会は、一人一人が生涯にわたって学び続け、学んだ成果を通じて」ということなんですけれども、これは「成果」ではなくて、実は「プロセス」ではないかなという感じがするんですけども、いかがでしょう。プロセスや成果を通じてということになってくるのではないかと。そこで多様な交流が生じるのではないかというふうな感じがします。

四ツ柳会長 わかりました。「プロセス」というキーがないということですか。（「はい」の声あり）
「生涯にわたって学び続け」というのも、これ自体がプロセスの一種だと思うんですけども。学ぶ、学んでいるところと、学んだ結果のこととか両方書いてあるわけですね。

石垣委員 この成果というのは、その学び続けるということも書いてあるということでしょうか。

四ツ柳会長 そうですね。そちらのほうも、学び続けることと、それからその結果得られた成果と、両方が書かれています。

石垣委員 そういうことであればよろしいです。

四ツ柳会長 よろしいですか。（「はい」の声あり）
学び続ける過程でいろいろなものを身につけますよね。知識だけではなくて。もう一つは、先ほどご提示あったのは、国際化が言葉に限定されているのではないかというご意見ですね。それは具体的にどこでしょうか。

石垣委員 資料3の3ページの9なんですけれども、そこの二つ目ですけれども、「他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修の充実、外国語指導助手の適切な配置等による小学校段階からの外国語活動等を行います」ということで、ずっと外国語活動のところに絞られていっているのではないかという感じがします。

四ツ柳会長 意味はわかりました。外国語教育に特化、依存し過ぎるように読めるというご意見ですね。

石垣委員 そうですね。その前の段落が、我が国の文化を理解するためにいろいろなことをやるというような表現になっている分、他国の文化を理解するときに言葉だけになってしまっているということがあるものですから。

四ツ柳会長 そこを外国語だけでないと受け取られないような表現に工夫するということですね。

石垣委員 そうですね、はい。

四ツ柳会長 この間のオバマ大統領のノーベル平和賞の演説ではないですけれども、とにかく戦争をしながらも平和を追求すると。それから、いろいろな抑圧や障害がある中でも、それにもかかわらず我々は希望を捨てないで戦っていくと。そんな矛盾する表現の中で、やっていかなければいけないのが、人間の人間たるこれからの生き方だというメッセージがありましたよね。ですから、とにかく国際相互理解はお互いに相矛盾する信念、信条、それから環境、状況の中でも、いずれは何らかの解決が得られるという希望を捨てずに努力していきましょうと。そういうときに、言葉を上げて、その言葉の最後をどこに落とすかが、ちょっとこれは言語に落ちている感じがするという、そういうことですね。

石垣委員 そうですね。要するに、国際理解がすべて言語に落ちているということです。

四ツ柳会長 言語はそのワン・オブ・ゼムであるという。（「はい」の声あり）手段としてもね。

ですから、その前段の部分で一回切って、「それを実現する一つの手だてとして」という言い方になれば、どうですか。前段は前段でやるんだと。しかもやり方は、それは簡単に書くことができないくらい多様なものですね。同時に、そのための一つの明確な間違いない手段として言語の教育があるという書き方でしょうかね。（「はい」の声あり）第1段落日本の、自分の国の話、第2段落が外国の話を書いている。そして三つ目のポストにこの言葉を入れてもいい感じでしょうかね。

はい、ありがとうございました。

先程の川島先生の意見と私も全く同じなんですよ。教育というのは無駄の効用という、無駄の効用というのが十分にある世界ですからね。あんまり無駄をなくしよう、なくしようという、かえっておかしなことになるということとは重々承知でやっていかなければいけないわけです。

その中で、前にも何回かこの席でも発言したんですが、どうもですね、中等教育を終わって育ってきている人間が、端的な例で言えば、アメリカの子どもたちと日本の子どもたちは全然何か質が違う。そういう様子がいろいろな統計から出ていますよね。それに対して、本当は我々はどうやって取り組んだら、その問題にはまらない工夫ができるのかというの、もう一つ大事な議論なんです、どうもこれは今私が言ったように、明確に答えのないものですから、書けないですね、「こうやればいい」とは書けない。

前に私、熱力学の話をしましたよね。熱力学の法則があって、これはもう大定理ですから、間違っているはずはないんです。でも、アメリカの大学生は3割から4割が、それを経験則と言いましたね。「何か、私ならできるかもしれないから、チャレンジさせてみてください」という、これが決定的に日本には出てこないんですよ。全部これは中等教育の成果なんです。人種の問題ではないんです。アメリカで育った日本人は同じ考え方をしますから。ですから、社会の文化の中にそれがあつたということを我々は考えなければいけないです。

それからもう一つ、この答申の中へ出てきております、それからパブリックコメントからもご意見がありました大学進学率とか、達成率とかがこの宮城県は低い問題も、伝統的に宮城県は高等教育へのアプローチが低調なんです。どこに原因があるのかよくわからないんですけども、これは風土みたいなものですね。風土に根差した子どもの育ち方がそこに反映されているという事実も確か、これも何とかしなければならないですね。

私はそこに、学校教育とちょっと違った意味で子どもたちに何らかの影響を与える仕組みに期待しているのが、先程ご指摘のあった学校教育以外の部分で教育の効果を上げる工夫があるんじゃないかということなんです。要は社会全体、もしくは親世代全体が、次世代の子どもたちが伸びていく上で、何らかの目に見えない大きなその枠をはめてしまっているのが、ここの宮城県にはありはしないかという反省を込めて、教員以外が何か子どもたちに働きかける教育はないだろうか、そんなニュアンスを、何か盛り込みがたいし、私も具体的にどうやったらいいかわからない。個別にはいろいろと、皆さんそれぞれに何かをつかんだご経験がおありとは思いますが、そこはついに最後まで残ってしまったなという印象を持っております。

そのほか、具体的に私は、いろいろ出てきたコメントをいただきながら、随分内容は整理されて、良くなってきていると思いますので、どうぞ、あと、最後に、それぞれの方から見て、我々が気がつかなかったポイント等、ご指摘いただければありがたいと思

います。

前回私、ちょっと都合で欠席したんですが、この前の会的时候は、随分皆さん方からご意見があったのですが。はい、どうぞ。

猪平委員

恐れ入ります。よろしいですか。何回も欠席しているので、申し訳ないところです。今の資料3の「交流及び共同学習の取組と理解促進」のほうで、「企業、NPO 法人等」を入れていただいたというご説明をいただきました。それで、宮城県は「重点的取組5」のあたりに、通常の学校に障害のあるお子さんが学べるようにという項目が入っている程、先進的な障害児への対応をされていると思いますが、その20のところ、企業、NPO 法人等のクローズアップをしていただいた「交流及び共同学習」の取組についてですが、私は例えば特別支援学校と通常校との学校間の交流というのが、共同学習とか交流のよりよいきっかけになるということを経験しておりまして、企業、NPO 法人のほうまで広げることとはとても望ましいと思うのですが、交流や共同学習がやはり学校間のあたりでも推進していただくと、より進みがいいかなと思います。そこで、ここに「学校相互の」とか、学校相互の交流学習のような文言も入れていただけないかと考えました。

それともう一つですが、もう、今になってというところで恐縮ですけれども、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしてその専門性の蓄積をいろいろな教育機関に使っていただくような連携が必要と思っております。それで、そこに幼児のほうでは幼稚園のみが書かれている。ここは私も文科省の特別支援教育のほうの教育要領や学習指導要領でかかわっておりまして、文科省ではその制約を受けて、「保育所」が入れられないというあたりは理解して仕方がないと思っております。宮城県のこの教育基本振興計画での重点的な取組では、33ページの絵には就学前は幼稚園、保育所、通園施設等があって、保育所が視野に入っているということは分かるのですけれども、保育所の文言が他にも入れられたらと思います。保育所には多くの障害のあるお子さんが保育を受けておられて、そうしたところにもそのセンターとしての機能をさらに生かしてもらいたいという願いがあるからです。

地域の幼児教育の機関には幼稚園と保育所があって、今後、幼保一元化が進むものと思いますし、さまざまな取組がもう進んでもいますので、10年間を見通したこうした取組にあたるころは、もう「保育所」を入れていただいているのではないかと。特に保育所は、生活指導が充実しているために幼稚園にも増して保育所のほうに障害のあるお子さんが多く指導を受けているんですね。そうしますと、特別支援教育のほうからの支援の力をやはり保育所のほうにも生かして欲しいと思うわけです。この教育基本振興計画には「宮城県は入れたぞ」という独自性を出していただいてもと思ひまして、意見を述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

四ツ柳会長

ちょっとご提言を、具体的には、「学校相互の交流」というキーがあったほうが望ましいということですね。子どもの交流だけではなくて、学校相互の。

猪平委員

はい。「企業、NPO法人等の民間団体等との連携も含め」ということを強調していただきますと、学校間がかえって薄れてはいないか。実は、今実践としてはあるように思うんですけれども、そこに学校間を入れていただいたら、忘れてはいないぞ、やっぱりこういうところがきっかけでというふうに考えていただければいいのではないかと考え

ました。ご検討いただければと思います。

四ツ柳会長 意図はわかりました。33ページの上の囲みの中ですね。囲みの中に二つありますよね。「特別支援学校の子どもと居住地の小・中学校の子どもの交流及び共同学習に必要な支援を行う」、これは子どもだけではなくて、「学校相互の」というキーがあったほうが良いということですね。

猪平委員 はい。学校の取組としても、より良いきっかけになるのではないかと考えたところです。この囲みとのかかわり合いは、ちょっと私も今検討しておりませんでしたので、お考えいただければ幸いです。

四ツ柳会長 はい。いいですか、事務局も検討できますね、これは。お願いいたします。

それから、幼稚園と保育所の連携は今、厚生労働省と文部科学省が協議している、先生もご参画の委員会ですね。この教育する側の施設のことを考えたときに、法律が二重になっているんですね。幼稚園のほうの法律と保育所のほうの法律が。そうすると、その法律それぞれに適合した教育体系をつくらなければいけないというと、大学のほうで教員の配置の問題で非常に効率が悪いんですね。何人教員を置かなければいけないというのがダブってきましたね。ですから、この「教育は効率云々」は確かにもちろんですが、この法律が効率を悪くしている一面も、ここは特にあるわけですね。そういうところは改正していかなければいけないんですが、それはここの仕事ではないですが、そういう問題もあります。今、ご提言の学校間の相互交流的なニュアンスは、ぜひこれは入れたいと思います。ありがとうございました。

そのほか何かございましたらどうぞ。一応、フリートーキングは11時40分までを予定しておりますので、まだ15分ほど時間がございます。どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。

余りご発言がないということは、大体皆さん方がお考えであったことのかかなりの部分は反映されているというふうに理解させていただきます。

そうしますと、もう一度最初に戻りまして、後でまたということでお預かりしていた川島先生のご提言の中の、労働に関する問題の表現ですね。「悪化」という文言でない表現を工夫したらいかがかということ。これはよろしいですね。文言の修正はしたいと思います。

それから、少人数化に絡んでのさっきの効率化の問題も、これもさっきも大分議論しましたが、視点の違い、予算の出どころの違いで書きぶりが混乱をしない、誤解されない書きぶりに修正するというので、さっき私も申し上げましたけれども、効率そのものは私も、「教育そのものの効率」という言葉はちょっと問題がありますのでね。ただ、「予算執行上の効率」は、十分これは考慮しなければいけない問題だとは思っています。

それから、国際化の問題で、これはちょっと私的なコメントになりますけれども、今COP15について、まさに多くの国のあつれきのもとで議論をしていますが、根本的に何か、一体この地球をどう考えるかということに対するコンセンサス、それで今少し努力して投資しておけば将来うんと、今のまま、合意されないまま、突っ走ってしまったことによって起こる弊害よりもはるかに安上がりだという、そういうものの見方も必要なんだろうと思いますが、そのときにこの地球をどう考えるかのところでいろいろな

人の議論を聞いていて、どうもですね、例えば我々理系の人間がずっと地球を考えたときに経験したことは、一番初めはニュートン、デカルトのような、いわゆる因果律がきちっと成り立った宇宙観、世界観を考えて、それを大前提として暮らしてきている。それで途中から、今度はアインシュタインの相対論が出てきたあたりから、時間とか距離も絶対的なものではなくて、絶対的なものは光の速度だけだという、これは特殊な場合にしか余り用がない話のように聞こえますが、実はこれはコンセプトとすれば、時間と距離の絶対性はあそこで崩れているんですね、理論的に。

それから、もう一つ、その理論的なシステムが崩れている大きな原因が、いろいろなことを起こしている要素になるもの同士が相互作用するシステムというのは、因果律が崩れるんですね。ですから、足し算にならないんですよ。足し算を超える効果が出てしまうものですから、先が読めない。そして、それを読む論理は原理上つukれない。シミュレーションで、トライアル・アンド・エラーで予見することがうまくいけばできますけれども、いつも必ずできるとは限らない。この地球環境問題はまさに、それを「複雑系」と我々は呼んでいますけれどもね、そういう世界でして、ニュートン、デカルト流の自然観で理解できるものでないにもかかわらず、多くの人の理念がそこから動いていないという、そういうことがもう一つあるんですね。かといって、複雑系って何だというの、これ自体も、さっきのオバマ大統領の話を引き合いに出したように、対立するいろいろな問題に対して、我々はまだきちんと「こうやればいい」という会話、ソリューションは持っていないですね。そういう答えが出ていない問題に対して人類全体が取り組まなければいけない事態に至ったのが、今のこの環境問題だと思います。

いずれ答えが出てしまえば、これはサイエンスの力で逆戻りして、「ああ、それはこういうわけだ」って、「こうやればよかったね」「ああ、そうやって理解できるわ」というのは、答えが出たらわかるんですね。うんと変なことを言うと、わかったらわかるんですよ。わかるまではわからないと。こういう世界と我々直面しているんだとすれば、こういうことに関する一般教養的なコンセンサス、リベラル・アーツ的な教育っていうのがもう一つ要るんでしょうね。社会全体が勉強しなければいけない。ところが、これもどうやっていいか、方法がわかる話ではない。

そんなようなことを、少し愚痴っぽくなりますけれども、そういう世代に我々が今、差しかかったという中で、もう希望を捨てないで、それに向かって頑張っていくしかないという言い方になりましょうか。ですから、そこまでいきなりこれをここに書いてしまうわけにはいきませんがね。だから、答えのない問題に対して我々は、可能な限り我々が獲得している知恵を使うと。ですから、知識から知恵に力点を移しているのはそういう意味ですね。知恵を使って、工夫して、チャレンジしていくうちに道は開ける可能性があるかもしれない。

それから、もっと大きく世界観を私自身が考えさせられたのは、宇宙の始まりに対する、このアインシュタインと量子論の基本方程式、宇宙方程式というのがあるんですが、これがある答えを出せるところまで来たんですね。それで、宇宙はどうやって始まったかに対して有力な説が今出ています。それは、宇宙は無から、その無の空間の揺らぎの中からトンネル効果で生まれてくるセオリーがあるんです。インフレーション理論といいます。ビッグバンセオリーのもう一つ先です。ビッグバンから始めれば、あの火の玉は一体どうやってできたという、その先がわからなかったんですね。それで、「神の一撃」というのがいまだに残っていたんです。その先に、「神の一撃」から開放されて、

無の世界のエネルギー由来の中からトンネル効果で宇宙が生まれるというセオリーが出てきて、これは東京大学の佐藤勝彦先生のインフレーションセオリーですね。大体こちらを多くの方が支持していますが、ただ、実証できないんですね。ここまでいっちゃいますと実証できないので、まだまだ先は、最終結論ではないですが、結論はですね、結局無から生まれたんですね。それで、最後は無に帰るんです。何かお釈迦さんの悟りの世界になってしまったんですね。無から生まれて、無に帰る。それで、我々自体は何者かは依然としてわからないけれども、どこから来て、どこへ行くかは、始めと終わりは、どうやら物理学の世界で決着がつきそうなところへ来ています。

そういうことを踏まえて、我々は次の世代をそういう中でどうやって生きていって、幸せな生活を送ることができるようにしてやれるのかというのが、我々の役割なんでしょうけれども、何遍も言いますけれども、「ではこうやったら」というのが言える状況には目下ないのが、大変残念な状況です。

私は、今ちょっと家内の健康のぐあいの問題で中断して次の人にバトンタッチしましたが、西のほうで大学をつくらうとしていろいろな議論をしてきたんですね。その中で、そういう、かつてのリベラル・アーツ的な教養、文理融合した教育体系、教養体系を持った大学をつくらうかという議論をしてきた中で、今のようなところまで行き着いたんですが、実際に実践するに当たっては、これは大変な、難しい困難に行き当たっております。そんなわけで、ちょうどこの答申づくりに参画しながら、させていただきながら皆様と議論をして、そういう大きな流れの中で、それはそれとして、なおかつ、それを踏まえながら地に足がついて、具体的にどうやるという流れが見える答申が生まれればいいかなと思ってずっと見てきたんですが、私の考え方からすれば、部分的にまだ少々バグはあったとしても、流れの方向としては妥当な方向を向いた答申が生まれたのではないかなと、皆様方に感謝したいと思っているところであります。

あと、最後5分になりました。はい、どうぞ。

青 沼 委 員

資料4の46ページなんですが、「アクションプランの策定」について、来年度から4年間のその策定についてやっていくと。それで、今後その社会情勢の変化ということに伴って、いわゆる進捗状況を踏まえてその検証をしていくというような状況なんですが、そのことについて、今後実際的なアクションプランのほうの検証はどこのポジションでやって、策定プランはどこでそれをやっていくのかというようなことをちょっと見通しとしてお願いしたいなと思うんですけれども。

四 ッ 柳 会 長

ご質問の意味は、このアクションプランをどこが主体でやるのかということを明確に書いてはいかかということですか。（「そうです」の声あり）県のほうで、いかがでしょう、46ページの「計画の推進に向けた施策の在り方」のところ。この策定は、これはまたどこか審議会みたいなものを答申依頼するわけですか。それとも県のほうで策定されるのですか。

教育企画室長

これにつきましては、県の教育委員会主体でアクションプランをつくっていきたいと思っております。あとは、その達成状況の把握ですね。これも県の主体でやりながら、あとはその県全体の行政評価という視点もございますので、それとも連動しながらやっていきたいという形で考えております。

四ツ柳会長 これは、日本語の特色として、主語を書いていないけれども、主語は県ですね。県がやるということですね。よろしいですか。

青沼委員 この達成状況の検証、評価ということについては、やはりそれ相当、宮城県も当然ながらいろいろと関心の高いところだと思うので、ある程度審議会とか、そんなようなことの中でやるのかやらないのか、そんなところも含めて、いわゆるその客観的な状況の中で、この策定プランに基づいた状態で、アクションプランに対してのいわゆる評価といったものはすべきではないのかなど、そんなふうに思います。

四ツ柳会長 そのすぐ下を書いてある「PDCAサイクルによる進行管理」、要は計画を立てて実行して、それがどうなったかという中に、これは評価の問題が入っていると思いますから、チェックという部分ですね、チェックと、それからその結果をもとに改善するという行き方でこれを進めていくという文言になっていると思いますが、いかがでしょう。

川島副会長 ただいまのご意見は、第三者がやるべきではないかということですね、評価ということについて。主語が全部県で、その評価を自分でやるということはいかななものかということだと思えます。

四ツ柳会長 これはそうなんですか。まず、自己評価して、そこから第三者ですね。第三者は当然県民が、それをどういう機関がやるか、もしくはその結果を今みたく県民に公開してコメントをいただくか、いろいろなやり方があるかと思えます。まず、自己評価まではやって、チェックの仕方ですね、評価のところの。

それから、もう一つ。今回、パブリックコメントの中に、評価に関連して、何かちょっと出てきた。これは評議員の評価でしょうか。どこかにありましたね。評価問題というのは、必ず透明性を持って、物事をする場合には出てくるんですが、どこでしたっけね、どこかに評価の……。 (「学校評価制度ですか」の声あり) 学校評価制度ですか。 (「一番最後にありますけれども」の声あり) 12ページ。その他の意見の中に入っていたんですね。

学校教育の評価ですね。これはこれでやらなければいけない仕事ですね。どうやってやるか、「校長自らが学校全体の1年間の総括を明確に云々」、これは学校内部の評価の問題。それから、もっと外から、今度は内部ではなしに、その学校を評価する評価の問題もありますね。この評価の問題というのは、我々日本の文化に伝統がないだけに難しいんですが、やっていかなければいけないし、大学についてはやっています、今ね。大学評価・学位授与機構が、国立大学も評価をしています。あれについても外から批判があって、同じ文部科学省管轄の組織がお互いに評価し合っていると。それはそれでそれなりの意味はあるとしても、もう少し別な評価があるのではないかという気もあります。

それから、もっとその1ランク下に、職員の評価の問題も出てくるかと思えます。私の経験上、ちょっとこの答申から外れますが、同僚の評価と学生による評価が案外有効な機能を果たした事例があることをちょっとお聞かせしておきます。思い切って、トップダウン的评价ではなくて並びの評価と、それから教育を受けている、受益者であるは

ずの学生が自分たちの教育をどう評価しているかという、そういう評価もあります。経験して非常に痛感したのは、どちらの場合もトレーニングが要るということです。評価の仕方が未熟ですと、とんでもない、評価にならない結果が出てきますね。ですから、学生も先生を評価するにはそれなりのトレーニングが、それから同僚評価にもやはりかなりのトレーニングが要る。そんなことがありまして、いずれもやってみて、マイナス面よりもはるかにプラスのほうが大きかったことをお知らせしておきます。

1, 000名近い学生が、自分たちが1年間勉強した中で、学習面でも、それから人生の先輩としても、人間としても、いろいろな面で「ああ、この先生に出会ってよかった」と思える先生の名前を5名書きなさい。5, 000票の投票があるんですよ。そして私が危惧したのは、だれも票を入れない先生がいるのではないかという心配をしたんですが、なかったですね。それなりにそれぞれの先生方は、別な意味で学生たちに評価を受けていたと非常に安心をしました。と同時に、すばらしく票が集中する先生がやっぱり何人かいたということも事実でしたね。そんなこともありました。それから同僚評価でも似たようなことが起こりました。

ですから、評価の文化をこれから日本の中につくっていくことは、学校教育、学校行政の上でもやはり大事な課題だと思っていて、だから、ここにちょっと顔を出しています。どうやって進めるか、将来問題としてご検討いただければと思います。

教 育 長

この計画の進行管理の問題ですが、答申を離れた次元の話になるんですけども、客観的な視点でその進捗状況をチェックしていくということが必要なわけで、今後のその進行管理については、基本的には県でやっております行政評価システムの中でやっていくことになろうかと思っています。それで、その行政評価のやり方の中で、行政評価委員会という第三者で構成する組織がございまして、そこでいろいろご意見をいただきながら進めていくという形になるわけです。

それで、そういった行政評価システムでやっていくということと、別の組織としてこういった何らかの審議会的なものを置くかどうか、それは今後なおちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

四 ツ 柳 会 長

ありがとうございました。今の県の評価システムはルールが定まっています、そのルール自体が公開されているわけですね。（「そうでございます」の声あり）わかりました。

それでは、予定の時間を過ぎましたので、今日はかなり大事なポイントを幾つか議論させていただきました。まだ、最終の結果の姿として文言化されていない部分もありますので、これにつきましては私と、それから副会長の川島先生と事務局で至急協議いたしまして、それでまとまったらまた先生方に相談いただくという手続で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。（「異議なし」の声あり）それでは、そのように、この先、作業をさせていただきます。

それでは、予定した時間も過ぎておりますので、今日のご議論に御礼を申し上げますとともに、最終答申の調整を川島副会長と私にお任せいただきまして、答申の際には委員の代表として、この答申を県知事と県教育委員会にお渡ししますということをご了解いただきたいと思います。

では、昨年7月以来、1年5カ月にわたりまして、委員の皆様方には、お忙しい中を大変貴重なご意見をいただきまして、本日、答申の最終案をつくることができました。

各委員のご協力に心から感謝申し上げて、ここで会長の任を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局 本日は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。また、本日お話しただけなかったご意見等がございましたら、いつものようにお手元の用紙にご記入の上、ファクス、または電子メール等で、大変恐縮ですが、あす16日中に事務局あて、ご連絡くださいますようお願いいたします。

最後に、小林教育長から、委員の皆様にごあいさつさせていただきます。

教育長 一言、御礼を申し上げます。

冒頭、申し上げましたように、昨年7月に教育振興基本計画の策定について諮問を申し上げましてから1年5カ月にわたり、7回の審議会におきまして熱心なご議論を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。おかげさまをもちまして、今後の本県教育の大きな方針を打ち出すことができたものと思っております。

今後、なお幾つかの文言の整理が必要になろうかと存じますが、いただく予定の答申は、学校・家庭・地域の強いきずなをつくって、社会全体で高い志を持った子どもをはぐくむということを理念として掲げております。また、重点的に取り組むべき施策をはっきり明らかにするというようなことで、今後10年間の教育施策の方向性を示す計画案にふさわしい内容であるというふうに受けとめさせていただいております。

今後、県教育委員会として計画を正式に決定をいたしまして、議会の議決を得て、実施に移すこととなりますが、実施に当たりましては、審議の過程でいただきましたさまざまなご意見、例えば今日、会長、副会長からありましたような「教育における無駄の効用」、要するに、表面的な効率性を求めることの危険性と、そういったことを十分配慮しながら、県と県教育委員会、一体となって計画の内容を着実に推進していきたいというふうに思っております。

これまでの委員の皆様のご協力に心から感謝を申し上げまして、御礼にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、第7回宮城県教育振興審議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。